

中核指導者研修事業実施要領

(平成30年2月20日制定)

1 趣旨

ボランティア活動による森林整備，環境緑化活動を促進させるため，森林ボランティア団体の指導者等を育成する。この事業に実施については，この要領の定めるところによる。

2 事業の実施主体

県内で森林整備，環境緑化活動等に取り組む森林ボランティア団体

3 事業の対象等

国土緑化推進機構等の公的団体が実施する森林ボランティアを対象とした研修会，セミナー等に森林ボランティア団体の指導的な会員を参加させる場合

4 助成対象経費及び助成額

森林ボランティア団体の会員が負担する研修会等の参加費，交通費（広島から研修地まで）及び宿泊費（ビジネスホテル程度，飲食代は除く）の合計の1/2
（例：広島～東京1泊2日の場合の助成額：15,000円，パック旅行）
1団体1名まで

5 事業実施計画書の提出

国土緑化推進機構等に提出する参加申込書の写しを事前に本機構に提出する。
なお，不採択の場合は，本機構から連絡する。

6 実績報告の提出

事業実施者は，事業が完了したときは「別紙様式」の助成申請書1部を本機構に提出する。

その提出期日は当該事業の完了した日から起算して30日以内とする。